

令和2年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業)
成果報告書 (I)

実施機関名 (山梨県教育委員会)

1. 問題意識・提案背景

山梨県教育委員会では、平成23年7月に公表した「やまなし特別支援教育推進プラン」において、言語障害・発達障害・情緒障害を対象とした「ことばと発達のサポートルーム」の設置を進めていくことを提言し、通級による指導の充実を図ってきた。令和2年度現在、県内に設置されている通級指導教室は27教室であり、言語障害・発達障害・情緒障害を対象とした「ことばと発達のサポートルーム」18教室（小学校14、中学校4）、発達障害・情緒障害を対象とした「サポートルーム」5教室（小学校3、中学校2）、言語障害を対象とした「ことばの教室」1教室（小学校）、ろう学校における難聴を対象とした通級による指導、そして高等学校2校において通級による指導が実施されている。近年、「ことばの教室」の「ことばと発達のサポートルーム」への移行が進むとともに、中学校における新たな通級指導教室設置が進んでいる。

平成25年度から平成27年度まで、文部科学省の委託事業により「山梨県特別支援教育体制強化事業」を実施、平成28年度からは、文部科学省の補助事業により「山梨県インクルーシブ教育推進事業」を実施している。これらの事業において特別支援学校9校にPT等専門家を配置し、通級指導教室においても特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学校に配置された言語聴覚士や心理士等の専門家から助言・援助を受けることができるように体制の充実を図っている。また、平成28・29年度には、文部科学省の委託事業（通級による指導担当教員等専門性充実事業）により、「軽度障害児童生徒教育指導研究事業」を実施し、通級による指導担当教員を対象としたICT活用等の専門性向上を図るスキルアップ研修や通級による指導に関する教職員等の理解啓発を促す研修及びリーフレットの作成等を行った。

本県においては、県内の通級による指導を担当する教員を対象とした通級による指導担当者会議を年4回開催し、適切な教室運営及び担当教員間の情報交換等の機会を設けているが、その協議において通級による指導担当者からは、発達障害を主訴として通級による指導を利用する児童生徒が増加する中、特に学習障害に対する指導について苦慮していること、また、通級による指導を担当する教員の入れ替わりが多く、経験の浅い教員が通級による指導を担当する教室も多いことから、教員の専門性を確保することの困難さ等の課題が挙げられている。

学習障害を主訴として通級による指導を利用する児童生徒は、中学校に多い傾向がある。また、小学校段階においては、高学年になるにつれ多くなる状況が見られる。学習面のつまずきに対する気付きから学習障害が疑われるのは、必然的に学齢期に集中するため、児童生徒の困難に対する必要な養育、療育、指導、支援がなされるのは就学以降となる。また、学習障害は学習や学力の問題であるが、それに伴って情緒的葛藤や自己不全感、対人関係や生活面でのストレスを体験することも多い。同時に、認知の偏りは身の回りで起きている事柄を理解し適切に対処することの困難さにつながるため、ストレスに対する耐性そのものも、学習障害のある児童生徒はそうでない児童生徒と比較して、相対的に低い傾

向がある。そのため、様々な心理面、身体面、行動面での反応を示しやすく、昂じては精神疾患や行動障害へと発展するという臨床例もある。場合によっては、周囲の子供からのいじめ、大人からの叱責や過剰な期待、放置等の周囲の無理解や不適切な対応が継続することも少なくない。その結果、不登校やひきこもり、非行等の行動問題に発展することもある。学習障害の指導については、その児童生徒の認知特性や学習の仕方に配慮した指導実践が支援の基本となるが、児童生徒の状態像によっては、行動・生活面での問題や二次的な障害への指導と対応が優先される場合もある。しかし、教科学習上のつまずきに正しく対処し、児童生徒が抱える本質的な困難を軽減し、本人の特性に合った学習の方法の獲得を助けることは、指導と支援の大事な目標となることから、二次的障害を防ぐために、早期から児童生徒の困難に気付いて困難の内容と、児童生徒が生活している環境等の背景要因を把握し、必要な支援と環境調整を継続的に行っていくことが必要である。

通級による指導を担当する教員の専門性の確保については、各通級指導教室の中心となって指導や支援に当たっているベテラン教員が退職期を迎えることや、多くの教員が通級による指導に携わる期間が平均2～3年という傾向があること、更に近年、中学校における通級指導教室の設置が進んでいることや、高等学校における通級による指導が開始されていること等を鑑み、発達障害等のある児童生徒の特性等の理解啓発研修及び通級による指導を担当する教員に対する系統的な研修体制の構築が喫緊の課題となっている。

本事業においては、これらの現状を踏まえ、拠点校において学習障害等のある児童生徒の実態把握を適切に行い、通級による指導における目標設定及び評価の在り方、連携を深化させるための専門性の在り方、自立活動の指導方法、教科の内容を取り扱った「特別の指導」方法等について研究し、通級による指導を担当する教員に必要な専門性を明らかにしながら、通級による指導を担当する教員の経験年数等に応じた系統的な研修体制を構築したい。さらに、既存のアセスメントツールや教材等の活用を通して、学習障害のある児童生徒に対する教材等のパッケージ化による指導モデルを示すことで、通級による指導が充実し、学習障害等のある児童生徒への支援体制が強化され则认为。

2. 目的・目標

- (1) 通級による指導を担当する教員の専門性を向上し、学習障害等のある児童生徒一人一人の特性に応じた指導と支援を充実させるため、学習障害等のある児童生徒に対する通級による指導を担当する教員に必要な専門性を明らかにし、経験年数等に応じた系統的な研修体制を構築する。
- (2) 学習障害について、適切な実態把握に基づいた一人一人の特性に応じた指導と支援を充実させるため、既存のアセスメントツールの活用や教材等の紹介により、学習障害のある児童生徒に対する教材等のパッケージ化及び指導モデルを示す。

3. 主な成果

【通級指導専門性充実検討会議全体会及び部会の設置】

■全体会

- ・本事業に係る有識者及び拠点校関係者等で構成する全体会を、事業始期及び終期の2回開催。

※新型コロナウイルス感染予防措置として参集会議を行わず紙面で実施

■研修企画部会

- ・ 事業初年度の検討により計画した研修を実施し、研修企画部会によるモニタリングを行い、学習障害等のある児童生徒に対する通級による指導を担当する教員に必要な専門性及びニーズ、また経験年数等に応じた系統的な研修としての評価及び改善点等について協議。

※令和2年度は、第3回及び第5回の教材等開発部会と併せて年2回開催。

<構成員>

学識経験者、医療関係者、総合教育センター指導主事、拠点校設置地教委指導主事、拠点校関係者

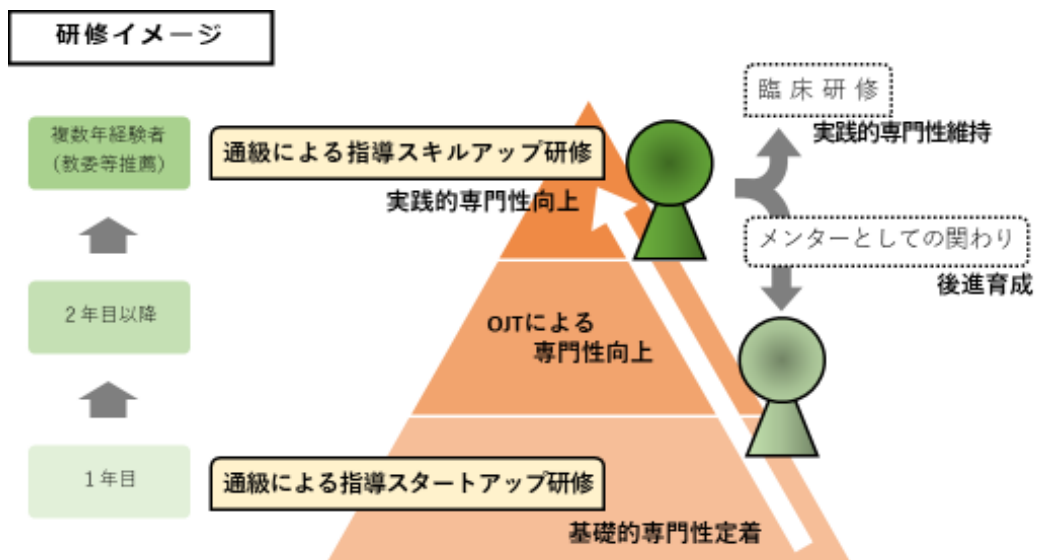
■教材等開発部会

- ・ 拠点校研究との連携により、既存のアセスメントツールの活用による実態把握の方法や学習障害に対応する教材等のパッケージ化を行う。
- ・ 1年次に取り組んだ実態把握についての検討に引き続き、目標設定及び個別の指導計画作成から指導及び評価について取り組み、事業終了時はパッケージ化した教材等についてのリーフレットを作成し周知した。

<構成員>

学識経験者、医療関係者、総合教育センター指導主事、拠点校設置地教委指導主事、拠点校関係者

■令和2年度実施研修



【通級による指導スタートアップ研修】

小・中学校及び高等学校における通級による指導を担当する経験の浅い教員を対象に、通級による指導に関する基礎的な専門性を身に付けることを目的とした研修を実施する。

回	日	内容	講師	備考
1	4/21	・特別支援教育に係る基礎理解	高校改革・特別支援教育課 指導主事	新特別支援教育担当研修
2	5/28	・通級による指導における特別の教育課程の編成	高校改革・特別支援教育課 指導主事	
3	6/18	・通級による指導の対象となる障害理解 ・実態把握について	高校改革・特別支援教育課 指導主事 医療等関係者	
4	7/7	・自立活動の指導について ・通級による指導における自立活動	高校改革・特別支援教育課 指導主事 通級担当教員	
5	9/3	・山梨県における就学制度について	高校改革・特別支援教育課 指導主事	新特別支援教育担当研修
6	10/27	・通級による指導実施上の課題等について (研究協議)	高校改革・特別支援教育課 指導主事 通級による指導エキスパート研修 受講者	新特別支援教育担当研修

※備考欄は当該研修との合同開催研修

【通級による指導エキスパート研修】

小・中学校及び高等学校における通級による指導の担当を複数年経験した教員のうち、各地域の特別支援教育における指導的立場を期待される教員を対象に、通級による指導に関する実践的な専門性をより向上させることを目的とした研修を実施する。

回	日	内容	講師	備考
1	7/30	・臨床心理の観点からの子供理解 ・知能検査について	・大学教授 ・心理士	子供の実態把握のための専門研修会
2	7/31	・知能検査について	・心理士	
3	9/1	・特別支援学校の特支 Co. 対象研修への事例提供 ・事例検討 ※先日程のいずれかに参加	・総合教育センター特別支援教育担当指導主事 ・心理士	特別支援学校コーディネーター相談支援資質向上研修
	10/6			
	11/10 12/8			
4	10/27	・通級による指導スタートアップ研修における研究協議への助言		通級による指導ス

				タートアップ研修
5	12月	・校内及び地域の支援体制に係る通級担当者の役割	高校改革・特別支援教育課 指導主事	

※備考欄は当該研修との合同開催研修

4. 通級による指導における専門性のポイント

【高等学校】

- 障害による学習上又は生活上の困難さについて、行動観察や諸検査等を活用して多面的に特性を把握すること
- 自立活動の指導目標の設定と評価に関すること
- 保護者や各関係機関、校内の各担当等との連携に関すること

【小・中学校】

- 障害による学習上又は生活上の困難さについて、行動観察や諸検査等を活用して多面的に特性を把握すること
- 自立活動の指導目標の設定と評価に関すること
- 通級による指導の効果を通常の学級に波及させること
- 保護者や各関係機関、校内の各担当等との連携に関すること

5. 拠点校における取組概要

【学校種：小学校】

①通級による指導開始時における目標の設定及び適切な評価の在り方の研究

(通級による指導目標達成期間)

通級による指導開始時における個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成段階において、児童及び保護者の願いと目標とする姿を明らかにし、通級による指導における自立活動及び、在籍する学級における教科等の授業における支援内容について適切な目標及び指導期間等の検討を実施。

<具体的な取組>

- ・指導開始時の教育相談における実態把握（保護者との面談、必要に応じて知能検査や認知等のアセスメントの実施）
- ・通常の学級における実態把握（在籍学級担任からの聞き取り、授業観察）
- ・在籍学級における個別の教育支援計画作成への助言（本人・保護者の願い等の確認及び実態把握を踏まえた支援の方向性の確認）
- ・通級による指導における自立活動に係る個別の指導計画の作成（通級による指導担当者との在籍学級担任による目標の確認）

②通級による指導の担当教員が通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究

通常の学級において、多層的な指導モデル MIM を活用し、学習面についてより個別的な支援を要する児童に対して通級による指導担当者との連携による指導を実施。

<具体的な取組>

- ・通常の学級（1年生）において、通級による指導担当者による多層指導モデル MIM の実施

- ・拗音（ようおん）、促音等の読み書きにつまずきのある児童のうち、より個に特化した指導を必要とする児童について、通級による指導担当者による実態把握を行い、通常の学級担任と情報共有

- ・必要のある児童について通級による指導の利用検討

③発達障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導方法の研究

児童の学習面でのつまずきの背景を適切にアセスメントするための手法について研究を進め、学習障害等のある児童への自立活動の指導の内容を検討。

<具体的な取組>

- ・通常の学級において学習面につまずきのある児童について、つまずきの領域や特徴を把握し背景要因を探り、LDの可能性を判断するためLDI-Rを実施

- ・LDの可能性のある児童について、学力や認知特性を把握するために、LCSA（指示理解、文脈、音読、読解、語彙、文表現、音韻意識）、ELC（音読、音韻意識、デコーディング、復唱や逆唱）、STRAW-R（音読、速読、聴写、RAN、計算）及びWAVES（視知覚、目と手の協応、眼球運動）を実施

- ・実施したアセスメントツールの結果の解釈及び指導への活用について、総合教育センター指導主事との協働により検討

④発達障害の状態に応じた各教科の内容を取り扱う際の「特別の指導」方法の研究

学習障害等のある児童の特性に応じた指導の内容についての研究を進め、教科学習におけるつまずきの背景を明らかにしながら、必要な教材や教具の作成や活用を行う。

【学校種：中学校】

①通級による指導開始時における目標の設定及び適切な評価の在り方の研究

（通級による指導目標達成期間）

通級による指導開始初年度となるため、校内委員会の実施及び適切なアセスメントについての研究を深めながら、一人一人の特性に応じた指導の目標設定の在り方を検討。

<具体的な取組>

- ・職員会議等における通級による指導利用についての手続き等の周知

- ・指導開始時の教育相談における実態把握（保護者との面談、必要に応じて知能検査等の実施）

- ・通常の学級における実態把握（在籍学級担任及び教科担当等からの聞き取り、授業観察）

- ・在籍学級における個別の教育支援計画作成への助言（本人・保護者の願い等の確認及び実態把握を踏まえた支援の方向性の確認）

- ・通級による指導における自立活動に係る個別の指導計画の作成（通級による指導担当者と在籍学級担任による目標の確認）

②通級による指導の担当教員が通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究

全教員の協力と共通理解の醸成を図るため、授業公開や通信、校内研修等により通級による指導や発達障害等のある生徒の困難さや特性等について伝える取組を検討する。

作成した個別の指導計画に基づいて、通級による指導で扱った内容を適切に教員間で共有しながら、通級による指導の効果が広く日常生活で確認できるような体制づくりを検討する。

<具体的な取組>

- ・授業公開（随時）
- ・通信の発行（年6回）※校内及び通級による指導利用者在籍校等に配布
- ・特別支援教育校内研修実施
- ・通級による指導における自立活動に係る個別の指導計画の作成（通級による指導担当者と在籍学級担任による目標の確認）

③発達障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導方法の研究

自立活動の内容に相当する指導について、通級による指導を利用する生徒の一人一人の実態に即した指導内容の設定について研究する。

生徒の自尊感情に配慮しながら、得意・不得意、興味関心等に応じた、達成感のもてる課題設定について検討する。

<具体的な取組>

- ・意思決定及び意思表出場面の設定
- ・認知機能の訓練としてビジョントレーニングや記号探し、線つなぎ
- ・情緒の安定としてカードゲームやパズル等の活用
- ・状況判断や人間関係の課題のある生徒へのソーシャルスキルトレーニング（SST）

④発達障害の状態に応じた各教科の内容を取り扱う際の「特別の指導」方法の研究

生徒の学習面でのつまずきの背景を適切にアセスメントするための手法について研究を進めながら、通常の学級でも行うことのできる、生徒の特性に応じた指導についての工夫を検討する。

<具体的な取組>

- ・通級による指導との連携による、不安軽減のための予習的取組の実施

【学校種：高等学校】

①通級による指導開始時における目標の設定及び適切な評価の在り方の研究

自校で策定した通級による指導対象者決定までの流れに沿って指導を開始し、適切な実態把握を行うためのアセスメント方法の工夫及び、アセスメントに基づいた個別の指導計画を作成する中で、年次毎の単位修得に向けた適切な通級による指導の目標設定を行う。

個別の指導計画により設定した自立活動の指導目標に沿って評価を行い、単位認定。評価の内容について、教員による評価だけではなく、本人の自己評価等の必要性について検討。

<具体的な取組>

- ・総合的なアセスメント（生徒本人への聞き取り、教職員による行動観察、保護者からの聞き取り、TKテストバッテリー、一般職業適性検査、自尊感情・ストレス対処力・対人関係スキル・自己効力感などの質問紙調査など）
- ・個別の指導計画の作成（対象生徒の学習面、生活行動面、心理的社会的生物的各側面、身体症状・対人関係などについてアセスメントした内容を記述し、自立活動の区分に即してまとめ、全体的な指導の方向性と目標立ての下、自立活動の内容と照らし合わせた具体的な指導内容を記述）
- ・生徒へのインタビューによる評価及び担任等による評価（主観的な自己評価と客観的な行動評価）

②通級による指導の担当教員が通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究

全教員の協力と共通理解の醸成を図るため、授業公開や通信、校内研修等により通級による指導や発達障害等のある生徒の困難さや特性等について伝える取組を検討。

<具体的な取組>

- ・授業公開（随時）
- ・通級による指導に関する学習内容や対象となる生徒、県外における取組等を紹介する通級通信の発行（月1回）
- ・校内研修の実施（通級による指導について、ユニバーサルデザインによる教育について）

③発達障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導方法の研究

教育機関と研究機関の協働による、自立活動の区分及び内容に即した、認知行動療法の理論に基づいたプログラムによる指導について研究。

<具体的な取組>

- ・通級による指導の内容について大学と協働し、自立活動の内容に即した授業プログラム及び授業案を大学が作成、通級による指導担当者が授業プログラムを生徒に合わせて内容をアレンジして指導を実施

④発達障害の状態に応じた各教科の内容を取り扱う際の「特別の指導」方法の研究

高校生のための学びの基礎診断により把握された生徒のつまずきについて、一人一人の特性等のアセスメントとのバッテリー等の実施を検討し、教科の内容を取り扱う必要性についての検討を進め、必要な指導の内容及び方法について研究。

6. 今後の課題と対応

- ・実施した研修について今後も継続実施できるような体制を維持する。
- ・作成したリーフレット等を活用した研修等を実施する。

7. 拠点校について

(小学校)

指定校名：山梨市立日下部小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	49	2	49	2	70	2	62	2	66	2	37	2
特別支援学級	4		1		2		1		1			
通級による指導 (対象者数)												
	校長	副校長 ・教頭	主任教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1		25	1		2	1			1	32

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：2

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害、病弱・身体虚弱

※通級による指導の対象としている障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、ADHD、LD

(中学校)

指定校名：山梨市立山梨北中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	124		4		114		4		126		4	
特別支援学級	4				8				5			
通級による指導 (対象者数)	1				17				5			
	校長	副校長 ・教頭	主任教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセラー	その他	計
教職員数	1	1		29	1		1	2	3	1	4	43

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、ADHD、LD

(高等学校)

拠点校名：山梨県立中央高等学校													
課程	学科	1年次		2年次		3年次		4年次		特別支援教育 支援員	スクール カウンセラー	その他	計
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数				
定時制	普通科・情報経理科	70	7	95	8	68	7	40	5				
通信制	普通科・衛生看護科	72	5	50	2	47	2	52	2				
通級による指導 (対象者数)				6		6							
	校長	副校長 ・教頭	主任教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセラー	その他	計	
教職員数	1	3		53	2		22	3			10	94	

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：3

※通級による指導の対象としている障害種：自閉症、情緒障害、ADHD、LD

8. 問合せ先

組織名：山梨県教育委員会

担当部署：高校改革・特別支援教育課